

# 茅ヶ崎市消費生活センターの 市内どこでも出張講座

## 申込について(対象)

- (1) 市内に在住・在勤、在学または市内で活動している団体
  - (2) 参加者がおおむね10名以上であること
  - (3) 講座を開催できる場所が確保できていること
- ※企業の社内研修などにもご活用ください。

## 講座の開催日時など

- (1) 講座の開催可能日は平日（月曜日から金曜日）。  
（12月29日から1月3日は開催不可）  
※土日、祝祭日の開催や時間帯などで希望がある場合は要相談
- (2) 開催時間は、10時から17時までの間で概ね90分以内です。
- (3) 会場の確保や講座の進行などについては、申込者が行ってください。

## 申込み方法

- (1) 裏面の講座の中から選んでください。
- (2) 裏面の「市内どこでも出張講座申込書」に必要事項を記入し、開催予定日の1ヶ月前（一部テーマは2ヶ月以上前）までに提出してください。
- (3) 申込書は市ホームページからダウンロード可能ですので、来庁、郵送、FAXにてお申込みください。

## 講師及び費用

- (1) 茅ヶ崎市消費生活相談員や関係機関、関係団体などから希望の講座に応じ、その分野についての専門家を講師として派遣します。
- (2) 講師謝礼や交通費の必要はありません。会場費用などが必要な場合は申込者にご負担していただきます。



## 茅ヶ崎市市民相談課消費生活センター

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎2階  
電話：0467-82-1111 FAX：0467-85-0151